## 令和7年 第1回多摩市議会 定例会

# 議員提出議案

多摩市議会

## 議員提出議案第1号

## 多摩市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により 別紙のとおり提出する。

#### 令和7年3月28日

提出者	多摩市議会議員	あらたに隆見
賛成者	司	おにづかこずえ
同	同	藤條たかゆき
同	同	折戸小夜子
同	同	藤原マサノリ
同	同	しらた満
同	同	岩崎みなこ
同	同	しのづか元
同	同	小林憲一
同	同	松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

#### 多摩市条例第 号

#### 多摩市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

多摩市議会個人情報保護条例(令和4年多摩市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号 の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和4年12月23日条例第43号

多摩市議会個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、多摩市議会(以下「議会」という。)にお 第1条 この条例は、多摩市議会(以下「議会」という。)にお ける個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとと もに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求 める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正 かつ円滑な運営を図りつつ、市民の基本的人権の擁護と信頼さ れる市政の実現を図ることを目的とする。

#### 第2条 略

 $2 \sim 9$  略

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第2条第9項 に規定する特定個人情報をいう。

11~13 略

第3条 略

(個人情報の保有の制限等)

- |第4条 | 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例||第4条 | 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例 を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において 同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必 要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」と いう。)をできる限り特定しなければならない。
- な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 略
- 第5条 略

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するお筒6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するお それがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

改正前

令和 4 年12月23日条例第43号

多摩市議会個人情報保護条例

(目的)

ける個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとと もに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求 める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正 かつ円滑な運営を図りつつ、市民の基本的人権の擁護と信頼さ れる市政の実現を図ることを目的とする。

第2条 略

 $2 \sim 9$  略

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第2条第8項 に規定する特定個人情報をいう。

11 略

第3条 略

(個人情報の保有の制限等)

- を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において 同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必 要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」と いう。)をできる限り特定しなければならない。
- |2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要|2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要 な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
  - 3 略

第5条 略

(不適正な利用の禁止)

それがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

改正前

てはならない。

(利用及び提供の制限)

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならな V)
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれ 2 かに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保 有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は 提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵 害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行 に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であっ て、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由が あるとき。
  - (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委 員会若しくは固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の 機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有 個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受 ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で 提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す ることについて相当の理由があるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研 究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の 者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他 保有個人情報を提供することについて特別の理由があると き。
- 3 4 略

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得し第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得し てはならない。

(利用及び提供の制限)

- のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならな
- 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保 有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は 提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵 害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行 に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であっ て、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由が あるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委 員会若しくは固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の 機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有 個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受 ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で 提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す ることについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研 究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の 者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他 保有個人情報を提供することについて特別の理由があると き。
- 3 4 略
- |5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで|5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適 及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げ

用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同 表の右欄に掲げる字句とする。

K-1974 IM (C 1917)	の上山にする。	
略		
項第1号	1 項及び第 2 項の規定に違 反して利用さ れているとき	第12条第12条第12条第12条第33333333333333333333333
略		

(開示請求権)

自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ る。

2 略

(他の法令による開示の実施との調整)

改正前

る規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる 字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

	F 11.4 : 1-3 : 7 · 3	
略		
第38条第1項第1号	又は第12条第 1項及切 項の 規定 で で で で の で の と き き き き き き き き き き き き き き き き き き	第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12 第12 第12 第13 第13 第14 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15
略		

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求 することができる。

2 略

(他の法令による開示の実施との調整)

|第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示||第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示 請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と 請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と 同一の方法で開示することとされている場合 (開示の期間が定 同一の方法で開示することとされている場合 (開示の期間が定

められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同 項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当 該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の 規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、こ の限りでない。

|2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当|2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当 該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用 する。

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のい第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のい ずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところ により、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することが できる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提 供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規 定により特別の手続が定められているときは、この限りでな V )
  - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第 6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定 に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及 び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有 個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 • 3 略

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する市政情報であ)第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する市政情報であ ないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるた めその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困 難であるものは、**前章**(第4節を除く。)の規定の適用につい ては、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

改正前

められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同 項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当 該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の 規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、こ の限りでない。

該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用 する。

(利用停止請求権)

ずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところ により、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することが できる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提 供の停止(以下「利用停止」という。) に関して他の法令の規 定により特別の手続が定められているときは、この限りでな V)

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第 6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定 に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及 び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有 個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 • 3 略

(適用除外)

るものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われてい| るものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われてい ないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるた めその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困 難であるものは、**第4章**(第4節を除く。)の規定の適用につ いては、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

|第48条 | 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下こ||第48条 | 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下こ

改正後	改正前	
の条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定 <b>に資する情報の提供</b> その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便	
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。		

## 議員提出議案第2号

## 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により 別紙のとおり提出する。

#### 令和7年3月28日

提出者	多摩市議会議員	あらたに隆見
賛成者	同	おにづかこずえ
同	司	藤條たかゆき
同	同	折戸小夜子
同	同	藤原マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎みなこ
同	同	しのづか元
同	司	小林憲一
同	同	松田だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

#### 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン~再犯防止プログラムの活用~」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府 県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うこ とは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯 正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を もとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果 的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報 の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等 を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け 出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないこと から、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

衆議院議長殿参議院議長殿内閣総理大臣殿法務大臣殿厚生労働大臣殿